

# 戸籍に関する証明書郵送交付申請書

喜界町長 殿

1 どなたの証明が必要ですか。 年 月 日

必要な戸籍	本籍			
	フリガナ	明・大・昭・平・令 年 月 日生		
	氏名	筆頭者名( )		
最近戸籍の届け出をされた方はお書きください		名前( )	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 転籍	
		その他( )	月 日	区・市・町に届出

## 2 必要な証明書の種類

	手数料	全部事項証明(謄本)	個人事項証明(抄本)	必要な方のお名前
戸籍	450円	通	通	
除籍	750円	通	通	
改製原戸籍	750円	通	通	
戸籍の附票	200円 (注)	通	通	
		<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者記載 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地記載 ※チェックがない場合記載されません。 ( ) ※必要な住所があればご記入ください。 (注) 附票の手数料は1枚につき200円、ただし1枚ますごとに50円が加算されます。		
改製原戸籍の附票	200円 (注)	通	通	
		( ) ※必要な住所があればご記入ください。 (注) 附票の手数料は1枚につき200円、ただし1枚ますごとに50円が加算されます。		

戸籍一部事項証明	350円	通	必要な方のお名前( )
除籍一部事項証明	450円	通	必要な方のお名前( )
身分証明書	(200円)	通	必要な方のお名前( ) ※本人以外の方の申請の場合委任状は必要です。
受理証明書	(200円)	通	[ 年 月 日 ]届届出
その他( 証明)		通	※種類によって手数料が異なります。

## 3 申請者

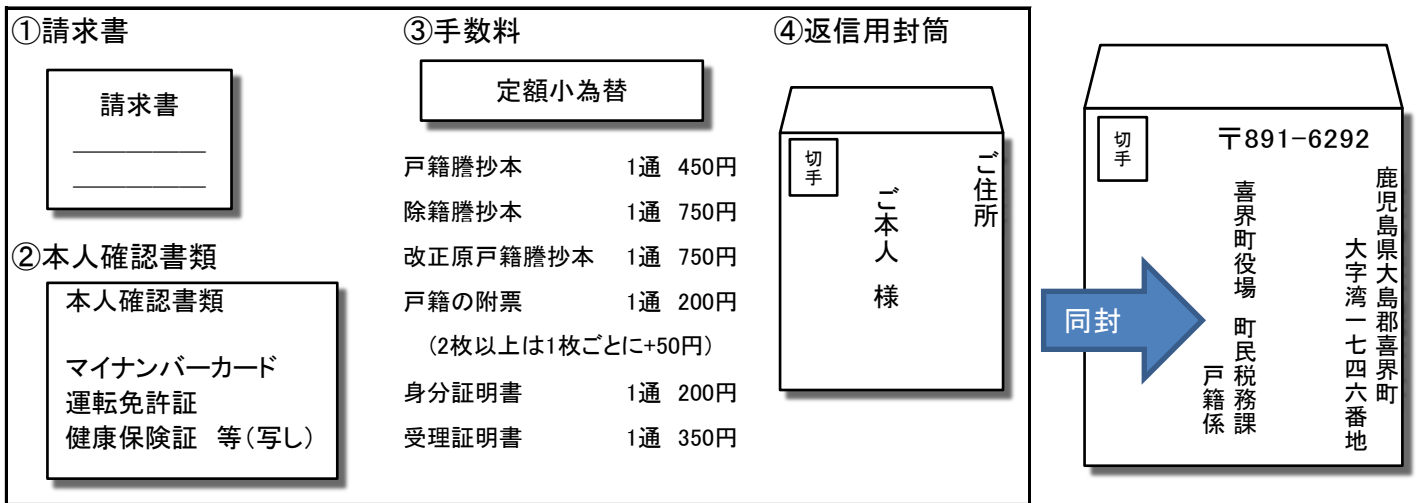
フリガナ	昼間連絡のとれる電話番号		
氏名	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯番号		
住所	〒		
証明が必要な方との関係	本人・夫・妻・子・父・母・祖父・祖母・孫 その他( ) ※この場合は委任状が必要です。		
使いみち (具体的にご記入ください)			
※相続などで必要な戸籍の内容や期間がわかっている場合はご記入ください。 <input type="checkbox"/> ( )さんの(出生・婚姻・転籍・( )・( 歳))から (婚姻・転籍・死亡・( )・( 歳))までのものを各( )通 <input type="checkbox"/> ( )さんと( )さんの関係がわかるものを( )通			

※申請の際は、別紙「郵送による戸籍謄抄本等の取り寄せ方法」を必ずご確認ください。

# 郵便による戸籍謄抄本等の取り寄せ方法

喜界町に本籍がある方の証明です。下記のことを同封し、送付してください。

- ①請求書 屋間の連絡先、電話番号(携帯電話等)を必ず記入してください。
- ②本人確認書類 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの  
現住所の記載があるものの写しが必要です。  
(健康保険証は記号・番号と保険者番号が見えないようにマスキングされたもの)  
(マイナンバーカードはマイナンバーが記載された裏面の写しは必要ありません)  
(パスポートは郵送請求において本人確認書類となりません。)
- ③手数料 手数料は、定額小為替(郵便局で購入)をお願いします。  
(定額小為替には何も記入しなくて結構です。)
- ④返信用の封筒 返送先は、請求者の現住所です。  
返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。  
お急ぎの場合は速達料金を追加してください。



※「謄本」は戸籍に記載のある人全員(筆頭者、配偶者、子等)を証明したもので、「抄本」は戸籍に記載のある人のうち、請求者の「必要な方のお名前」欄に記載された方の分を証明したものです。

※戸籍の附票は住民登録地の履歴を記載したものです。

## 注意事項

1. 代理人が請求される場合、委任状が必要になり、代理人の方の本人確認書類が必要となります。  
独身証明書については本人請求のみ、代理人請求は出来ません。
2. 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求められることがあります。
3. 請求書には、請求者(代理人請求の場合は代理人)の署名又は記名押印が必要です。  
(押印は朱肉を使うものをお願いします。)
4. 喜界町役場では平成19年12月15日に戸籍業務を電算化いたしました。その結果旧の戸籍や附票に記載されていても電算化後の戸籍や附票には記載されていない場合があります。特に古い内容の記載が必要な場合には、「使いみち」欄にその事情を詳しくご記入いただき、平成改製原戸籍・附票も請求ください。
5. 請求する戸籍に記載されていない親族が請求する場合、親族関係、配偶関係を確認できる戸籍謄本の提出が必要な場合があります。(本町の戸籍等で確認できれば不要です。)

※郵送でのご請求は交通機関等の乱れによりかなりのお日にちを要する場合がありますので、日数に余裕を持ってご請求ください。